

# 情報公開制度

宝塚市は、平成13年4月1日に宝塚市情報公開条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記し、公文書の公開を求める権利を広く何人にも保障するとともに、公正で民主的な市政の実現に取り組んでいます。

## —制度の概要—

### 請求できる人

どなたでも請求することができます。

### 情報公開の実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長、議会

### 請求の対象となる情報

実施機関の職員が職務上作成、取得した文書等であって、組織的に用いるものとして保有しているものが対象で、その中には電磁的記録も含まれます。

## 請求の方法等

### (1) 請求の方法

所定の請求書に氏名・住所・公文書の名称又は知りたい情報の具体的内容などを記入し、総務部総務課に提出してください。

※郵送・ファクス・電子申請でも申請できます。

### (2) 請求費用

請求手数料は不要ですが、公文書の写しの交付を請求された場合には、実費をいただきます。

#### ○複写物の交付に要する実費例

方法	費用
白黒コピー	10円/枚
カラーコピー	50円/枚
光ディスク	100円/枚

※郵送の場合は、別途郵送料をいただきます。

## 公開の決定

実施機関は、請求のあった公文書について、提出のあった日の翌日から起算して14日以内に公開するかどうかの決定を行います（請求対象文書が大量である場合など、14日以内に決定できない場合は、決定を最大30日間まで延長することがあります。）。

## 公開しない情報

公文書は原則公開することとし、特に、市の政策形成に関わる情報については、市民参加の観点からできる限り広く公開します。ただし、以下のような情報については公開できない場合があります。

○特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの

○法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報

○人の生命の保護、公共安全の維持に支障が生じるおそれのある情報

○法令等の規定により公にすることができない情報

○審議、検討又は協議に関する情報のうち、率直な意見交換・意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益与え、あるいは不利益を及ぼす恐れがあるもの

○市等が行う事務事業などの適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報